

水 道 工 事

施 工 条 件 明 示 書  
( 見 積 参 考 )

本工事の施工条件は、次のとおりです。

<input type="radio"/>	1. 工 程 関 係	_____	1
<input type="checkbox"/>	2. 用 地 関 係	_____	2
<input type="radio"/>	3. 公 害 対 策 関 係	_____	3
<input type="radio"/>	4. 安 全 対 策 関 係	_____	5
<input type="checkbox"/>	5. 工 事 用 道 路 関 係	_____	5
<input type="radio"/>	6. 仮 設 工 関 係	_____	6
<input type="radio"/>	7. 残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	_____	7
<input type="radio"/>	8. 工 事 支 障 物 件 等	_____	8
<input type="radio"/>	9. 排 水 関 係	_____	8
<input type="radio"/>	10. 接 合 関 係	_____	8
<input type="checkbox"/>	11. 立 坑 関 係	_____	9
<input type="checkbox"/>	12. 推 進 工 法 関 係	_____	9
<input type="radio"/>	13. そ の 他	_____	9
		_____	
		_____	

○:本工事において明示している項目。

×:本工事において明示していない項目。

なお、条件が異なる場合は別途協議とします。

本明示書は、設計図書(図面・仕様書等)及び公示用設計書で表示し難い見積条件を書面で示したものです。

1. 工 程 関 係

(1) 下記工種の施工時間帯は次のとおりです。

工 種	名 称	標 準 作 業 時 間 帯		備 考
全工種		昼間	8:00~17:00	準備・後片付け含む

(2)

(3)

× 2. 用 地 関 係

× (1) 本工事施工区間のうち、\_\_\_\_\_ 用地は当企業団が  
借り上げた用地に設置するものとし、当該予定用地の契約内容は(3)の表のとおりです。

× (2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

× (3)

用地場所				
契約期間				
立 会	使 用 前	要 ・ 不 要	使 用 後	要 ・ 不 要
使用条件				
復 旧				
面 積				

× (4) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3. 公害対策関係

- (1) 本工事施工箇所は、下記の施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械(発動発電機を含む)を使用するものとしており、その内容は次表のとおりです。

工 種	工 法	備 考
全工種		

- (2) 工事箇所近所の家屋等の調査件数は 件で計上しています。

- (3) 家屋調査は特に計上していませんが、現場の状況等により必要となった場合は別途協議するものとします。

- (4) 「札幌市生活環境の確保に関する条例」について(騒音に関する規制)  
 住居系地域に土場や資材置き場を設置し、3か月以上継続して建設用資材や土砂の積み込み作業等の指定作業を行う場合、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく騒音に関する規制を受けることから、地域ごとに決められた規制基準を順守すること。  
 対象の地域、規制基準等の詳細については、下記札幌市ホームページを参照すること。  
<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/souon/kisei/shizai.html>

- (5) 本工事の施工に伴い、地下水位の変動による第三者被害の発生を未然に防止するため事前に工事監督員の承諾を得て地下水位観測孔を設置して観測、記録すること。  
 設 置 孔 数 2 孔  
 なお、水位変動に異常がみられた場合は、速やかに工事監督員に報告すること。

○

(6) 「札幌市生活環境の確保に関する条例」について(地下水の採取等に関する規制)

次の基準を満たす場合は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、掘削工事に伴う届出・地下水ゆう出量の届出を行うこと。届出先及び詳細な内容等についての問い合わせは、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課水質係となっている。

① 地表を掘削する場合で掘削面積が1,000㎡以上の掘削工事(開削工事)

② 地中を掘削する工事で掘削する土の体積が1,000m<sup>3</sup>以上の掘削工事(トンネル工事)

なお、現地でのボーリング調査等の結果から、明らかに地下水のゆう出がないと認められる場合は、工事監督員と協議の上省略することができる。

×

(7)

4. 安全対策関係

- (1) 本工事の交通安全施設は、道路管理者及び所轄警察署と協議のうえ決定するものとしていますが、標準的な仕様は「管工事仕様書」のとおりです。また、車両及び歩行者の交通安全を確保するため、下記の交通誘導警備員を計上しています。

工 種	交通誘導警備員(昼間)	交通誘導警備員(夜間)	備 考
下記を除く全工種	3 人/日・班		交代要員 含む
交差点内を規制する 全工種	5 人/日・班		交代要員 含む
歩道上を規制する 全工種	1 人/日・班		交代要員 含まず

- (2) 交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を 1人以上としています。

5. 工 事 用 道 路 関 係

- (1) 工 事 用 仮 設 道 路 は、以 下 の 仕 様 で 計 上 し て い ま す。

道路有効幅員 W =                    m                     路盤碎石                    cm厚

道路延長            L =                    m

- (2)

6. 仮設工関係

(1) 本工事の標準掘削幅は、下記の表のとおりです。

管種	口径	掘削幅 (m)	備考
開削部 (DNSP)	φ700	1.55	管路掘削幅
		2.00	覆工板掘削幅
既設函渠横断部 (DNSP)	φ700	2.00	管路掘削幅
		3.00	覆工板掘削幅
空気弁室部		2.20	管路掘削幅
		3.00	覆工板掘削幅

(2)

(3) 本工事の仮設土留工法は、下記の表のとおりです。

	管路仮設土留名	備考
<input type="checkbox"/>	軽量鋼矢板	開削部、空気弁室部
<input type="checkbox"/>	鋼矢板 (Ⅲ型)	既設函渠横断部

(4) 本工事で使用する覆工板は滑り止め加工をして下さい。

(5)

(6)

(7)

7. 残土・産業廃棄物関係

(1)

(2) 本工事で発生する残土は、札幌石狩砂利協同組合(志美)へ搬出することとし  
片道運搬距離 11.5km以下 で計上しています。

(3) 本工事で発生する産業廃棄物は下記の処分場への運搬距離で計上しています。

① アスファルト塊 4.0 km 以下

	受入施設名	受入場所
	札幌リサイクル骨材(株)	札幌市東区中沼町45番地26
	新日建設(株)札幌環境資材センター	札幌市手稲区曙5条5丁目110番地18
	(株)松原産業	札幌市白石区川下2111番3
	大成ロテック(株)札幌中央アスコン	札幌市西区福井495番2
	東亜道路工業(株)	札幌市東区東雁来5条1丁目78番地1
<input type="radio"/>	世紀東急工業(株)札幌西アスコン	札幌市西区発寒16条12丁目1020番地
	道路工業(株)	札幌市豊平区西岡521番地

② コンクリート再生骨材(現場発生材) 28.5 km 以下

	受入施設名	受入場所
<input type="radio"/>	小橋北豊(株)	札幌市南区川沿18条1丁目3番
	新日建設(株)札幌環境資材センター	札幌市手稲区曙5条5丁目110番地18
	札幌リサイクル骨材(株)	札幌市東区中沼町45番地26
	(株)松原産業	札幌市白石区川下2111番地3
	野田工業(株)	札幌市中央区盤溪365番地
	世紀東急工業(株)札幌西アスコン	札幌市西区発寒16条12丁目1020番地

③ 汚泥                      km 以下

	受入施設名	受入場所
	オデッサ・テクノス(株)	札幌市東区北丘珠1条3丁目654番地
	(株)大伸	札幌市厚別区厚別町山本1064番地72
	(株)公清企業(エコパーク)	札幌市東区中沼町45番地23

④ 舗装切断時に発生する濁水 20.0 km 以下

	受入施設名	受入場所
<input type="radio"/>	(株)公清企業(エコパーク)	札幌市東区中沼町45番地23

8. 工事支障物件等

(1) 工事の施工に当たって支障となる \_\_\_\_\_ については、\_\_\_\_\_ までに  
移設する予定です。なお、予定どおり処理出来なかった場合は別途協議します。

(2) 本工事施工路線に埋設されている 既設函渠工 については移設不可能なため、  
管理者である 北区土木部維持管理課 および 下水道河川局事業推進部河川管理課  
との事前協議において、吊防護することで協議済みであり、施工に当たっては管理者と十分  
打合せを行うこと。

なお、防護措置に伴う土工及び道路復旧は、本工事で実施します。

(3) 管理者の指示により、既設函渠工下部の埋戻しは、掘削底面から基礎砕石までを改良砂  
で埋戻すこととしています。

(4) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

9. 排水関係

(1) 本工事では、水替工を計上しています。  
\_\_\_\_\_

10. 接 合 関 係

(1) 水道本管の配管・接合工事は、本工事に含まれています。

(2) 本工事で使用する水道材料の内、「NS形 栓 φ700」については、当年度工事での発生品  
を支給することとしていますが、発生時期等の条件により、支給できないことが確定した場合  
には、設計変更の対象とします。

(3) 本工事で発生する残管が切管最小有効長(甲切管:0.95m、乙切管1.12m)以上となった  
場合には、発生後ただちに「発生材報告書」(様式は、別途提供)を提出してください。  
発生品の搬出先等については、別途協議で決定します。

11. 立 坑 関 係

(1) \_\_\_\_\_ 立坑は他工区の工事で設置したものを使用して下さい。

取り合いについては、以下のとおりです。

鏡切り工 \_\_\_\_\_  
損 料 \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

12. 推 進 工 法 関 係

(1) 本工事区間における土質性状の最大礫径は \_\_\_\_\_ mm, 礫含有率 \_\_\_\_\_ %を  
想定しています。

13. そ の 他

(1) 本工事の積算は、令和2年度 水道事業実務必携、令和2年10月 北海道建設部土木工事  
積算基準、令和2年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書および令和2年10月札幌市  
(土木・下水道管路・水道)工事積算基準を使用しています。

なお、複数の基準書に掲載のある項目については、令和2年度 水道事業実務必携を  
優先するものとします。

(2) 本工事の積算は、北海道単価、札幌市単価、石狩西部広域水道企業団実勢価格調査  
単価および刊行物単価を使用しています。

(3) 本工事で使用する再生合材(13、30)(100%)は、「西工場(世紀東急工業株)」から搬入  
するものとして、運搬費を計上しています。

(4) 測量に必要な資料(路線測量成果)は契約着手後、貸与します。

(5) 本工事には、取付道路の付替え工事を含んでいます。施工時期、工事箇所ならびに  
形状については、工事監督員と協議の上、決定することとします。

(6) 本工事には、札幌ポンプ場・分水施設の建設用地の仮囲いを含んでいます。  
必要な書類(用地測量成果)は契約着手後、貸与します。